

令和6年第4回広尾町議会定例会 第3号

令和6年12月6日（金曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 行政報告
- 4 議案第84号 令和6年度広尾町一般会計補正予算（第6号）について
- 5 議案第85号 令和6年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について
- 6 議案第86号 令和6年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について
- 7 議案第87号 令和6年度広尾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 8 議案第88号 令和6年度広尾町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 9 議案第89号 令和6年度広尾町下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 10 議案第90号 工事請負契約の締結の議決事項の変更について
- 11 議案第91号 広尾町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
- 12 議案第92号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 13 議案第93号 広尾町職員給与条例の一部改正について
- 14 議案第94号 広尾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 15 議案第95号 令和6年度広尾町一般会計補正予算（第7号）について
- 16 議案第96号 令和6年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第3号）について
- 17 議案第97号 令和6年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）について
- 18 議案第98号 令和6年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 19 議案第99号 令和6年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）について
- 20 議案第100号 令和6年度広尾町水道事業会計補正予算（第4号）について
- 21 議案第101号 令和6年度広尾町下水道事業会計補正予算（第4号）について
- 22 発議第11号 地域交通・生活交通の維持・確保に係る支援に関する意見書の提出について
- 23 発委第6号 閉会中の委員会継続調査について

○出席議員（13名）

1番 斎藤 弘 樹
3番 大庭 克彦

2番 尾 矢 利 昭
4番 雄 谷 幸 裕

5番 山 岸 謙 一
 7番 志 村 國 昭
 9番 萬亀山 ちず子
 11番 渡 辺 富久馬
 13番 堀 田 成 郎

6番 松 田 健 司
 8番 浜 野 隆
 10番 前 崎 茂
 12番 山 谷 照 夫

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長
 副 町 長
 会 計 管 理 者
 兼 出 納 室 長
 総 務 課 長
 総 務 課 参 事
 併 総 務 課 参 事
 併 総 務 課 主 幹
 併 総 務 課 主 幹
 併 総 務 課 主 幹
 企 画 課 長
 企 画 課 長 補 佐
 住 民 課 長
 住 民 課 長 補 佐
 兼 住 民 課 長 補 佐
 保 健 福 祉 課 長
 保 健 福 祉 課 参 事
 兼 老人福祉センター所長
 兼 地域包括支援センター長
 兼 健康管理センター長
 健康管理センター次長
 保健福祉課子育て支援室長
 兼 子育て世代包括支援センター長
 認定こども園ひろお保育園長
 豊 似 保 育 所 長
 特別養護老人ホーム所長
 兼 養護老人ホーム所長

田 中 靖 章
 及 川 隆 之
 沖 田 一 美
 沖 田 一 美
 山 崎 勝 彦
 保 坂 一 也
 西 内 努
 木 村 正 樹
 坂 田 邦 昭
 北 村 誠
 鎌 田 慎
 木 下 慶 太
 柏 崎 弥 香 子
 山 岸 達 也
 三 浦 直 子
 山 畑 裕 貴
 宝 泉 大
 山 畑 裕 貴
 宝 泉 大
 三 浦 直 子
 浜 頭 力
 浜 頭 力
 舩 田 光 恵
 小 村 和 徳
 金 石 輝 義
 金 石 輝 義

農 林 課 長	寺 井	真
兼 町 営 牧 場 長	寺 井	真
水 産 商 工 観 光 課 長	室 谷	宏
水 産 商 工 観 光 課 長 補 佐	山 田	樹
建 設 水 道 課 長	楠 本	美
建 設 水 道 課 長 補 佐	三 上	樹
建 設 水 道 課 長 補 佐	川 崎	一
兼 下 水 終 末 処 理 セ ン タ ー 長	楠 本	美
港 湾 課 長	安 岡	弘
港 湾 課 長 補 佐	須 田	圭 一

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	山 岸	直 宏
管 理 課 長	渡 辺	將 人
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	三 浦	弘 樹
社 会 教 育 課 長	村 中	晃 央
兼 図 書 館 長	村 中	晃 央
兼 海 洋 博 物 館 長	村 中	晃 央

〈 選 挙 管 理 委 員 会 〉

委 員 長	辻 田	廣 行
併 書 記 長	山 崎	勝 彦

〈 監 査 委 員 〉

代 表 監 査 委 員	澤 田	佳 幸
併 書 記 長	白 石	晃 基

〈 公 平 委 員 会 〉

委 員 長	鈴 木	孝 俊
併 書 記 長	山 崎	勝 彦

〈 農 業 委 員 会 〉

会 長	大 森	康 雄
事 務 局 長	森 谷	亨

○出席事務局職員

事	務	局	長	白	石	晃	基
事	務	局	次	佐	藤	直	美
総	務	係	主	別	所	龍	月

◎開議の宣告

1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、山岸謙一議員、10番、前崎茂議員を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

1、議長（堀田） 日程第2、諸般の報告を行います。

12月4日に議会運営委員会が開催され、報告書はお手元に配付しておりますので、委員会報告は省略します。

また、町長から議案12件を受理しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 行政報告

1、議長（堀田） 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありますので、発言を許します。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） おはようございます。行政報告を申し上げます。

初めに、1点目の第6次広尾町まちづくり推進総合計画、令和5年度施策評価についてであります。

令和3年度からスタートしました第6次広尾町まちづくり推進総合計画の推進に当たっては、PDCAサイクルにより成果目標の達成状況や施策事業の進捗状況の確認を毎年行い、計画の見直しや事業の改善につなげることをとしています。

行政報告資料の1ページをお願いいたします。

評価は、38の施策、8つの重点プロジェクトごとに担当課による1次評価、主管者による2次評価、まちづくり推進計画委員会による外部評価の3段階で実施し、評価結果は記載のとおりであります。

資料の2ページ下段、評価の欄の令和5年度の欄をご覧いただきたいと思います。

「おおむね成果が得られた」B評価が20施策、「施策の達成に向けて事業を進めている」C評価が25施策、「達成が遅れている」D評価が1施策という結果となりました。令和4年度の評価と比較してC評価からB評価へ2項目増加しており、各種取組の進捗状況が反映されたところであります。

この評価結果を次年度以降の施策推進に反映させ、まちづくり計画に定める目標の達成に向けた取組につなげてまいります。

次に、2点目の広尾町過疎地域持続的発展市町村計画、令和5年度達成状況評価についてであります。

令和3年9月に策定した広尾町過疎地域持続的発展市町村計画の達成状況に係る評価については、広尾町まちづくり推進計画委員会において毎年行うこととしており、令和5年度の達成状況評価を実施しましたので、結果について報告いたします。

行政報告資料の3ページをお願いいたします。

過疎計画全般に関わる基本目標として、令和7年度を目標年度に全体人口と人口の社会減の2項目を掲げており、令和5年度の状況は記載のとおりであります。

また、過疎計画に規定する12の分野ごとに担当課による1次評価、主管者による2次評価、まちづくり推進計画委員会による外部評価の3段階で実施しており、「おおむね成果が得られた」B評価が5施策、「施策の達成に向けて事業を進めている」C評価が7施策という結果となったところであります。

この評価結果を次年度以降の施策推進に反映させ、地域の持続的発展に向けた取組につなげてまいります。

次に、3点目の第3期広尾町総合戦略、令和5年度取組効果検証についてであります。

昨年11月に策定した「デジタル田園都市国家構想の実現に向けた第3期広尾町総合戦略」の令和5年度終了時点における取組効果の検証を行いましたので、結果について報告させていただきます。

行政報告資料は4ページであります。

事業効果の検証については、4つの政策分野ごとに役場内部で組織する地方創生推進本部による自己評価と、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進委員会による外部評価を実施し、評価結果は記載のとおりであります。

「おおむね成果が得られた」B評価が1分野、「事業開始前より取組が前進・改善した」C評価が3分野という結果となったところであります。

評価結果を次年度以降の施策推進に反映させ、地方創生と人口減少対策に向けた取組につなげてまいります。

以上、行政報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

◎日程第4 議案第84号～日程第9 議案第89号

1、議長（堀田） 日程第4、議案第84号 令和6年度広尾町一般会計補正予算（第6号）についてから日程第9、議案第89号 令和6年度広尾町下水道事業会計補正予算（第3号）についてまでの6件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） それでは、議案第84号 令和6年度広尾町一般会計補正予算（第6号）から議案第89号 令和6年度広尾町下水道事業会計補正予算（第3号）まで、一括して提案説明を申し上げます。

議案25ページをお願いいたします。

初めに、議案第84号についてであります。

本案は、令和6年度広尾町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによるものです。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,951万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ78億7,038万円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

第2条は、債務負担行為の補正でありまして、債務負担行為の追加を第2表でお示しをするものです。

第3条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更を第3表でお示しするものです。

29ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正の追加であります。

農業経営緊急支援資金利子補給の追加であります。総額が223万8,000円であります。

第3表、地方債補正の変更であります。

過疎対策事業債につきまして、事業の確定見込みによる減額であります。

町債の合計から20万円を減額し、3億5,694万4,000円とするものであります。

なお、歳入歳出の詳細につきましては、担当参事より補足説明をいたさせます。

次に、30ページをお願いいたします。

議案第85号についてであります。

本案は、令和6年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものです。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ819万6,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ8億8,984万6,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

次のページをお願いいたします。

補正の歳入であります。

2款1項道負担金は過年度分の特定健康診査等負担金の追加、同款2項道補助金は保険給付費等交付金の追加であります。

4款1項繰入金は、一般会計繰入金及び基金繰入金を整理するものであります。

次に、歳出であります。

1 款 1 項総務管理費は、オンライン資格確認システム運営負担金の追加及び人件費の整理であります。

2 款 2 項高額療養費は、11月までの実績に基づく追加であります。

3 款 1 項国民健康保険事業納付金は、財源内訳の補正であります。

6 款 1 項健康管理センター費は、玄関ホールのストーブが故障したことに伴う備品購入費の追加及び人件費の整理であります。同款 2 項特定健康診査等事業費は、財源内訳の補正であります。

8 款 1 項償還金及び還付金は、令和 5 年度の療養給付費交付金の確定による返還金及び国保税過年度還付金の追加であります。

次に、33ページをお願いいたします。

議案第86号についてであります。

本案は、令和 6 年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによるものであるとあります。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ299万9,000円を追加し、総額をそれぞれ16億3,725万7,000円とするものとあります。

第 2 項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものであるとあります。

次のページをお願いいたします。

補正の歳入であります。

1 款介護サービス収入につきましては、見込みによる減額であります。

3 款 1 項繰入金は、一般会計繰入金を整理したものとあります。

5 款 1 項雑入は、外国人介護職員住宅使用料の追加であります。

次に、歳出であります。

1 款 1 項施設介護サービス事業費は、携帯電話端末に係る消耗品費の追加、燃料費及び光熱水費の増、特定介護記録システムに係る設定委託料及びナースコールシステムのライセンス使用料の追加、空気清浄機に係る消耗品費及び修繕料の追加、人件費の補正であります。1 款 2 項短期介護サービス事業費は、財源内訳の補正であります。

次に、36ページをお願いいたします。

議案第87号についてであります。

本案は、令和 6 年度広尾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによるものであるとあります。

第 1 条は、歳入歳出の総額からそれぞれ448万9,000円を減額し、歳入歳出の総額を 1 億3,831万1,000円とするものとあります。

第 2 項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものであるとあります。

次のページをお願いいたします。

補正の歳入であります。

一般会計繰入金の整理であります。

次に、補正の歳出であります。

納付金の確定見込みによる減額であります。

次に、39ページをお願いいたします。

議案第88号についてであります。

第1条は、令和6年度広尾町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものであります。

第2条は、予算第2条に定めた業務予定量のうち、（４）、主要な建設改良事業費を「115,039千円」に改め、（ハ）、計装設備費の次に（ニ）、工事器具及び備品183万2,000円を加えるものであります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでありまして、収入で第2款第2項営業外収益に389万9,000円を追加するものであります。

次に、支出であります。

第1款第2項営業外費用に93万6,000円を追加し、第2款第1項営業費用に359万円を追加し、同款第2項営業外費用に7万4,000円を追加するものであります。

補正の内訳であります。

収入であります。

第2款第2項営業外収益は、他会計負担金の整理であります。

次に、歳出であります。

第1款第2項営業外費用は、中間申告等の確定に伴う消費税の追加であります。

第2款第1項営業費用は、人件費の整理、簡易水道施設建設機械作業委託料及び豊似水源地土砂除去委託料の回数の増加に伴う追加であります。同款第2項営業外費用は、中間申告額の確定に伴う消費税の追加であります。

40ページであります。

第4条でありますけれども、資本的支出であります。

予算第4条本文括弧書き中をおのおの改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正とするものであります。

支出で、第1款第2項建設改良費に183万2,000円を追加するものであります。内容につきましては、検針業務で使用するメーター検針器の更新であります。

第5条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与費でありまして2万9,000円を追加するものであります。

第6条は、他会計からの補助金でありまして、「44,027千円」に改めるものであります。

次に、41ページ、議案第89号についてであります。

第1条は、令和6年度広尾町下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものであります。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでありまして、収入で第1款

第2項営業外収益に384万8,000円を追加するものであります。

次に、支出であります。

第1款第1項営業費用に384万8,000円を追加するものであります。

補正の内容であります。

収入につきましては、他会計負担金の整理であります。

支出につきましては、マンホールポンプ場の修繕、水道料及び電気料の追加であります。

第3条は、他会計からの補助金でありまして、「201,318千円」に改めるものであります。

以上で、議案第84号から議案第89号までの補正予算についての提案理由の説明といたします。議決方よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

保坂総務課参事。

1、総務課参事（保坂） それでは、一般会計補正予算（第6号）について、事項別明細書と議案資料によりご説明いたします。

本補正予算の歳出につきましては、全体にわたりまして制度改正に伴います児童手当の追加、また、最低賃金改定に伴います会計年度任用職員の報酬の追加及び事業費の確定見込みによる整理を行っております。これら以外の主な補正内容についてご説明いたします。

初めに、歳出から説明いたします。

事項別明細書の5ページをお願いします。

1款1項1目議会費、3節職員手当は、制度改正に伴う児童手当及び時間外勤務増に伴う時間外勤務手当の追加であります。

2款総務費、1項総務管理費、下段の5目財産管理費、10節需用費は、共用車庫修繕料の追加、12節委託料は、次のページをお願いいたします。右側、説明欄にありますとおり、町有地内の倒木撤去に係る委託料の追加であります。7目企画費、18節負担金補助及び交付金であります。説明欄02移住促進事業費で、北海道移住ドラフト会議への参加負担金の追加、地域おこし協力隊員の活動支援交付金の追加、04生活交通路線確保対策事業で、十勝バス広尾線に係る生活交通路線維持費補助金の増額補正であります。8目ふれあい活動費は、集会施設の避難誘導灯の修繕料の追加、9目防災対策費は、避難路等で災害時に倒木のおそれがある支障木を撤去するものであります。13目OA化推進費は、消耗資材の価格高騰に伴う増額補正であります。

7ページ、14目地域安全対策費は、児童用消耗品購入費の追加であります。2項徴税费、2目賦課徴収費は、定額減税に係る申告相談システム改修費用の追加であります。

8ページをお願いします。

中段です。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、3節職員手当等は、時間外勤務の増に伴う追加、特殊勤務手当として死体処理手当の追加、18節負担金補助及び交付金は、特定非営利活動法人の一まひろおに対し、最低賃金上昇分を補助するものであります。2目社会福祉施設

費、1節報酬は会計年度任用職員報酬の追加、10節需用費は除雪機修繕料及び公衆浴場循環ポンプ修繕料の追加であります。

次のページ、9ページです。

3目養護老人ホーム施設費、2節給料、3節職員手当等は、会計年度任用職員の任用に伴う追加であります。10節需用費は、事務用消耗品費及び洗浄機等修繕料の追加、12節委託料は、特定介護記録システム設定委託料の追加、17節備品購入費は、入所者管理システム端末の増設による追加及び経年劣化等による事業用備品更新費用の追加であります。4目障害者母子福祉費、19節扶助費は、サービス利用者の増に伴う自立支援給付費の増であります。

10ページをお願いします。

6目老人福祉費は、施設入所者の減に伴う介護サービス事業特別会計繰出金の追加、9目養育医療対策費は、返還額の確定に伴う国庫負担金返還金の追加であります。10目定額減税調整給付金給付事業費は、郵便料金値上げに伴う通信運搬費の追加であります。

次のページ、2項児童福祉費、1目児童措置費は、制度改正に伴う児童手当の追加であります。2目保育所費、3節職員手当等は、異動等に伴う手当の追加、10節需用費は、保育所施設の消防設備等修繕料の追加であります。17節備品購入費は、ひろお保育園の転倒防止用パネル購入費の追加であります。3目子育て支援センター運営費、1節報酬は、会計年度任用職員報酬の追加であります。4目放課後児童健全育成費は、故障による施設用掃除機更新費用の追加であります。

12ページをお願いします。

5目子育て支援費、1節報酬及び8節旅費は、子ども・子育て会議開催に伴う委員報酬及び費用弁償の計上であります。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、18節負担金補助及び交付金は、ごみ焼却施設修繕に伴う南十勝複合事務組合負担金の追加、簡易水道施設委託事業費の追加に伴う水道事業会計補助金の追加であります。2目環境衛生費は、公用車燃料費の追加であります。3目予防費は、健康づくり事業寄附金を受け、健康推進事業で活用する機器等を整備するものであります。

次のページ、5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、10節需用費は、地域おこし協力隊員の農場派遣事業に係る消耗品費の追加、18節負担金補助及び交付金、右側説明欄、農業経営緊急支援資金利子補給補助金であります。農業生産資材等の価格高騰を受け、農業者の支援のために農協が実施する資金の貸付事業に併せ実施される利子補給事業に対し、町としても支援として補助事業を行うものであります。7目農村環境改善センター費は、施設照明器具及び浄化槽配管修繕料の追加、浄化槽修繕に伴うし尿くみ取り料の追加であります。2項林業費、3目森林環境振興費、14節工事請負費であります。行政報告させていただきました大丸山展望台設置工事の入札取りやめに伴う減額整理、18節負担金補助及び交付金は、申請件数の増に伴うサンタの森の環境振興事業補助金の追加であります。財源としまして、森林環境振興基金繰入金を充当し、実施するものであります。

24節積立金は、次のページをお願いします。説明欄にありますとおり、森林環境振興基金積立金であります。事業の整理に伴い、森林環境贈与税を基金に積み立てるものであります。4目農林人

材育成支援センター費は、施設利用者の増に伴います施設用消耗品と光熱水費を追加するものであります。5目野塚交流館費は、集いの杜のオープンに伴い消防設備の改修が必要となったものであります。3項水産業費、2目水産業振興費、18節負担金補助及び交付金は、秋さけ定置漁業緊急支援対策事業補助金であります。秋サケ漁獲量の不振に対し、漁業者支援として補助金を交付するものであります。

6款1項商工費、1目商工振興費、7節報償費は、申請件数の増に伴う住宅新築・リフォーム等支援事業奨励金の追加、15ページの上段、18節負担金補助及び交付金は、同じく申請件数の増に伴う起業家等支援事業補助金の追加であります。2目観光費は、寄附金額の確定による映画「北の流水」(仮)製作委員会への負担金の追加であります。3目サンタランド費、7節報償費は、サンタランドイベントプレゼント費の追加であります。40周年記念事業として、小学校6年生までの幼児、児童にひろおサンタカードを贈るものであります。8節旅費は、サンタランド用務に係る旅費を追加するものであります。

7款土木費、1項土木管理費、下段、3目街路灯費は、街路灯の電気料及び修繕料の追加であります。

次のページをお願いします。

2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費、1節報酬及び4節共済費は、最低賃金の改定に伴う追加、14節工事請負費であります。恐れ入りますが議案資料の17ページのほうをお願いします。こちらを併せてご覧願いたいと思います。河川敷地立木伐採工事であります。施工箇所のエリア内の立木の皆伐を行うものであります。

事項別明細書のほうに戻っていただきまして、4項都市計画費、2目都市計画施設費であります。下水道事業会計での修繕料及び光熱水費等の追加に対し、補助金を追加するものであります。

17ページ下段、9款教育費、1項教育総務費、4目財産管理費、児童生徒送迎用車両燃料費、修繕料などの需用費を追加するものであります。

次のページをお願いします。

2項小学校費、1目学校管理費、10節需用費は、電気料金の値上がりに伴う光熱水費の追加、広尾小学校体育館暖房機などの修繕料の追加、14節工事請負費は、広尾小学校のネットワーク環境で一部教室の通信状況がよい箇所について、改善を図るものであります。3項中学校費、1目学校管理費、体育館暖房機器の修繕料の追加であります。

19ページ、4項社会教育費、1目社会教育総務費、3節職員手当等は、生涯学習コーディネーターの時間外勤務時間の増加に伴う追加、10節需用費は、旧広尾保育所消防設備修繕料の追加、18節負担金補助及び交付金は、申請件数の増に伴う文化振興助成補助金の追加であります。2目公民館費は、使用料の増見込みによる燃料費の追加であります。4目海洋博物館・伝習館費は、消防設備修繕料の追加、寄贈を受けたピアノ運搬料の追加、資材価格高騰による音響設備取替え工事費の増額であります。5項保健体育費、2目体育施設費、14節工事請負費は、鉄道記念公園パークゴルフ場の支障木伐採工事の追加であります。

20ページをお願いします。

6 項 1 目学校給食費は、会計年度任用職員の任用形態変更に伴う追加であります。

11 款 1 項公債費、2 目利子であります、利率の上昇に伴う一時借入金利子の追加であります。

12 款予備費は、予算総額の調整であります。

次に、補正予算の歳入であります。

事項別明細書の 3 ページをお願いします。

14 款国庫支出金、1 項 1 目民生費国庫負担金は、事業費の増に伴う障害者自立支援給付費負担金の増加及び制度改正に伴う児童手当費の追加であります。

15 款道支出金、1 項道負担金は、国庫支出金同様に障害者自立支援給付費負担金及び児童手当費の追加のほか、確定見込みによる後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金の減額整理であります。

2 項道補助金、4 目 1 節農業費補助金は、事業費の減額に伴う中山間地域等直接支払交付金の減額であります。

16 款 2 項財産売払収入、1 目不動産売払収入は、立木伐採工事に伴う立木売払収入の追加であります。

17 款 1 項寄附金は、健康づくり事業及び企業版ふるさと納税へ寄附を受けたものであります。

次のページをお願いします。

18 款 1 項 1 目繰入金は、映画「北の流氷」(仮) 製作委員会への寄附金額の確定に伴い、歳出の負担金へ充当するためのまちづくり基金繰入金の追加及び事業の取りやめによる森林環境振興基金の減額であります。

21 款 1 項町債は、事業費の確定に伴う生活支援ハウス冷房設備整備事業債の減額整理であります。

以上で、補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。審議の方法は、一般会計から各会計ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、一般会計から各会計ごとに審議を行います。

申し上げます。本案 6 件については、会議規則第 55 条の質疑回数の規定を適用せず審議することといたします。

これより審議に入ります。

初めに、議案第 84 号 令和 6 年度広尾町一般会計補正予算（第 6 号）についてを審議します。

初めに、歳出に対する質疑の発言を許します。

前崎議員。

1、10 番（前崎） 事項別明細書の 6 ページでありますけれども、7 目企画費の負担金補助及び交付金のうち、生活交通路線維持費補助金の関係で 239 万 2,000 円追加補正がされております。当初予算 2,782 万 9,000 円ということで、合わせると 3,000 万円を超える額なのですけれども、令和 5 年度の

決算額で3,537万1,000円ということで、その額と比較しますと500万円以上の減額という形になっておりますけれども、現状では営業収益が増えたというふうには考えづらいのですけれども、昨今、運転手、ドライバー不足で各バス会社も減便をしておりますけれども、そういった意味でトータルで営業損益が減っているのかなというふうに思うのですけれども、その内容についてご説明をいただきたいと思います。

それから、次に15ページの商工費ですけれども、商工振興費の広尾町起業家等支援事業補助金の関係であります。この起業家等支援事業補助金については、本町に居住する方、今後3年間以上の事業継続が見込まれる方に対して、基本的には2分の1の補助で上限100万円の補助ということになっておりますけれども、今回の提案されている部分、それぞれ何人の方、起業者数ですね。それから、それぞれの企業内容と併せて、今後そういった企業計画が出てくるかと思うのですけれども、今現在、押さえている分での起業家に係る総事業費、それぞれの事業費、それについてご説明をいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 鎌田企画課長。

1、企画課長（鎌田） それでは、広尾線の負担金の関係でご説明をします。

令和6年度の十勝バスから提出された実績を確認しますと、経常収益は昨年度と比較して390万円ほど減額していますが、経常費用が約2,000万円ほど減っておりまして、それに伴って経常損益が昨年度と比較で1,600万円ほどの減額となっていることから、相対的に広尾町の負担金も昨年と比べて500万円減額となっております。

経常費用の内訳としては、やはり人件費、議員からもありましたように、今、運転手確保のために待遇改善を行っているところで、人件費は増加をしております。また、車両の老朽化等に伴っての修繕費、それから一般管理費ということで、事務担当の職員の人件費ですとか、あと募集する経費等も増加をしておりますけれども、全体的には1,800万円ほど経常費用が減っているという報告を受けております。

ただ、6年度当初というか昨年度と比較して2便減便をして、トータルの年間の自社走行距離といて実際にバスが走った距離が大きく減ったということで、補助金の算定に関する費用も減ったということになっておりますので、昨年と比べては大きく500万円ほど減額したという結果となっております。

以上です。

1、議長（堀田） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） 起業家等支援事業について説明をいたします。

まず、新商品開発に関わる部分で1件申請というか、もう既に実施しておりまして、それが18万9,200円の補助で、総事業費が37万8,400円となっております。今後、12月以降、この補正予算成立後、

3件の起業家から申請のご相談がありました。1件が水産加工関係、2件目がチーズ製造関係です。3件目がゲストハウスというところでご相談を受けています。それぞれ内容については今ご説明したとおりですが、総事業費に関しましては、まだちょっと申請等、中身まで審査しておりませんので、申し訳ないですが分かりませんが、2分の1以上の事業費がかかって申請してくるものと考えております。

以上です。

1、議長（堀田） ほかに。

4番、雄谷議員。

1、4番（雄谷） 全体的な話になるのですが、決算特別委員会で不用額の質疑をさせていただきました。そのとき、12月、3月で予算の整理ができるというような説明があったのですが、それと今回の12月補正に当たって、冒頭補足説明の中で事業の確定見込みという要素もあるという説明もされたのですが、今回の12月補正に向けて、執行残の整理という部分は各課のほうに周知されたのかどうかお尋ねいたします。

1、議長（堀田） 山崎総務課長。

1、総務課長（山崎） 今回の補正予算に当たりましては、各担当課のほうで各事業の進捗状況に応じまして予算の精査を行っているというふうには確認はしてございます。ただ、予算編成の際、11月時点で予算の計算をしているという部分がございますので、まだ執行中のものが多数を占めている関係もございまして、あまりここでの整理が出てこないのかなというふうには考えてございます。

以上でございます。

1、議長（堀田） 雄谷議員。

1、4番（雄谷） この事項別明細をざっと見てみますと、先ほど説明あった確定見込み、三角の部分でいくと10件ほどしかなかったというところかなと思います。

今、お話ありましたように、最終的に3月の補正の部分で執行残がたくさん出てくるのかなと。9月の決算委員会のときには不用額の要因として執行残の積み重ねというような説明もありましたので、そのようなことが今年度に限ってはないようなことで、しっかり周知していただきたいと思っています。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で歳出に対する質疑を終結します。

次に、歳入に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、質疑を終結します。

次に、議案第85号 令和6年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第86号 令和6年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第87号 令和6年度広尾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第88号 令和6年度広尾町水道事業会計補正予算（第3号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第89号 令和6年度広尾町下水道事業会計補正予算（第3号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

これをもって各会計ごとの質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第84号 令和6年度広尾町一般会計補正予算（第6号）についてから議案第89号 令和6年度広尾町下水道事業会計補正予算（第3号）についてまでの6件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第84号から議案第89号までの6件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案6件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案6件は討論を省略します。

これより議案第84号 令和6年度広尾町一般会計補正予算(第6号)についてから議案第89号 令和6年度広尾町下水道事業会計補正予算(第3号)についてまでの6件を一括採決します。

お諮りします。本案6件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案6件は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第90号

1、議長(堀田) 日程第10、議案第90号 工事請負契約の締結の議決事項の変更についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長(田中) 議案第90号 工事請負契約の締結の議決事項の変更について提案理由を申し上げます。

本案は、本年6月24日開会の第2回定例会において議決をいただきました特別養護老人ホーム移転改築建築主体工事の請負契約について、その一部を変更いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更の理由につきましては、掘削量を最小限に抑え施工の効率化を図るため、基礎の形状を一部変更する必要性が生じたことなどから、設計変更を行うものであります。

契約額につきましては、変更前が7億1,610万円であり、変更後が7億2,503万2,000円であり、893万2,000円の増額となるものであります。

契約の相手方については変更がございません。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願いを申し上げます。

1、議長(堀田) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第90号 工事請負契約の締結の議決事項の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第91号

1、議長（堀田） 日程第11、議案第91号 広尾町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第91号 広尾町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は、特別職報酬等審議会の答申に基づき、議員の期末手当支給率を改正するものであります。

議案資料の1ページをお願いいたします。

条例改正による期末手当の比較表であります。

改正の内容であります。年間支給率を100分の10引き上げる改正でありまして、改正条例第1条で、表の網かけになっている部分でありますけれども、令和6年度の12月の期末手当支給率を100分の220から100分の230に引き上げるものであります。

また、第2条で令和7年度からの期末手当支給率を6月、12月ともに、同じく網かけの部分であります、100分の225に改正するものであります。

備考欄であります。支給率を支給月数でお示ししているものであります。

なお、次のページ以降に新旧対照表がございますので、ご確認いただければと思います。議案のほうに戻っていただきまして、附則であります。

議案の附則第1条において、本条例は公布の日から施行し、ただし書で改正条例第2条の規定は令和7年4月1日から施行したいとするもので、第2項で本年度の期末手当支給率につきましては、令和6年12月1日から適用するものであります。

第2条において、改正前の条例の規定に基づいて支給された報酬等は、改正後の条例の規定による報酬等の内払いとみなすとするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になれば、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第91号 広尾町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第92号

1、議長(堀田) 日程第12、議案第92号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長(田中) 議案第92号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は、先ほどの議案第91号と同様に、特別職報酬等審議会の答申に基づき、特別職の期末手当支給率を改正するものであります。

議案資料の4ページをお願いいたします。

条例改正による期末手当の比較表であります。

改正の内容であります。年間支給率を100分の10引き上げる改正となっております。改正条例第1条で、表の網かけの部分であります。令和6年度の12月の期末手当支給率を100分の225から100分の235に引き上げるものであります。

また、第2条で令和7年度からの期末手当支給率を6月、12月ともに、同じく網かけの部分となっております。100分の230に改正するものであります。

備考欄であります。支給率を支給月数で示しております。

なお、次のページに新旧対照表がございますので、ご確認いただければと思います。

議案のほうに戻っていただきまして、附則の関係であります。

附則におきまして、第1条において本条例は公布の日から施行し、ただし書で改正条例第2条の規定は令和7年4月1日から施行したいとするもので、第2項で本年度の期末手当支給率につきましては令和6年12月1日から適用するものであります。

第2条において、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による

給与の内払いとみなすとするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第92号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第93号

1、議長（堀田） 日程第13、議案第93号 広尾町職員給与条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第93号 広尾町職員給与条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は、令和6年人事院勧告に基づき、給料表及び各種手当に係る条文を改正するものであります。

改正内容につきましては、第1条で給料表本年度（令和6年度）の12月の期末・勤勉手当支給率、寒冷地手当支給月額を3点を改正し、第2条で扶養手当支給月額、次年度以降の期末・勤勉手当支給率、管理職員特別勤務手当支給対象時間帯の3点を改正するものであります。

議案の21ページをお願いいたします。

附則であります。

第1条第1項において本条例は公布の日から施行し、ただし書で改正条例第2条の規定は令和7年4月1日から施行するものであります。第2項で、改正条例第1条の規定は令和6年4月1日から適用したいとするものであります。また、第3項は、令和5年4月1日施行の地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例におきまして、給与条例の改正に伴う経過措置として、条例施行後の給料表に定める職務の級における最高号俸を超える給料月額を受け

ていた職員の給料月額、なお従前の例によることとしておりましたが、今回の給与条例改正により、改正後の給料表に定める職務の級における最高号俸の給料月額が従前の給料月額を超える場合、当該職員に最高号俸の給料月額を支給できるよう規定するものであります。

第2条は、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすとするものであります。

第3条は、扶養手当支給月額の改正に係る経過措置として、令和7年度中の支給月額について規定するものであります。

なお、詳細につきましては、担当より補足説明をいたさせます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

保坂総務課参事。

1、総務課参事（保坂） それでは、補足説明をいたします。

議案資料6ページをお願いいたします。

条例改正の概要であります。

初めに、1の給料表の改正についてであります。

（1）の行政職給料表は、3点の改正となっております。

1点目は、公務員の人材確保・採用市場での競争率向上のため、初任給を大幅に引き上げるものであり、大学卒で2万3,800円、高校卒で2万1,400円の引上げとなるものであります。

2点目は、初任給の引上げを基に、若年層に特に重点を置きつつ、おおむね30歳代後半までの職員に重点を置いているものであり、全職員を対象に全ての給料月額を引き上げるもので、平均改正率は3.0%となるものであります。

3点目は、再任用職の基準給料月額につきまして、各級の改正額を踏まえ引き上げるものであります。

（2）の医療職給料表につきましては、行政職との均衡を基本に全ての給料月額を引き上げるものであります。

なお、本改正は、令和6年4月1日に遡及適用し、支給済みの給料との差額は追って支給するものであります。

次に、2の期末手当及び勤勉手当支給率の改正についてであります。

一般職、再任用職ともに期末手当と勤勉手当を合わせた年間支給率を100分の10引き上げるとともに、引上げ幅は期末手当と勤勉手当それぞれ100分の5ずつ均等とする改正となっております。

表にお示ししたとおり、改正条例第1条で、一般職につきましては、本年度の12月期末手当支給率を現行の100分の122.5から100分の127.5に、勤勉手当支給率を現行の100分の102.5から100分の107.5にそれぞれ引き上げ、再任用職につきましては、期末手当支給率を現行の100分の70から100分の75に、勤勉手当支給率を現行の100分の52.5から100分の57.5にそれぞれ引き上げるものであります。

す。

また、改正条例第2条で、令和7年度からの期末手当支給率を6月と12月で同じとなるよう、一般職は100分の125に、再任用職は100分の72.5に、勤勉手当支給率を一般職は100分の105に、再任用職は100分の55にそれぞれ改正するものであります。

右側の備考欄ではありますが、支給率を支給月数でお示ししております。

なお、第1条の改正は令和6年4月1日に遡及適用し、支給済みの手当との差額は追って支給し、第2条の改正は令和7年4月1日に施行するものであります。

次に、3の寒冷地手当支給月額の改正についてであります。

民間の同種手当支給額を踏まえ、11月から3月まで支給される寒冷地手当の支給月額を率で11.3%引き上げる改正となっております。表にお示しした区分ごとに支給月額を、扶養親族のある世帯主の職員は2万3,360円から2万6,000円に、そのほかの世帯主である職員は1万3,060円から1万4,500円に、そのほかの職員は8,800円から9,800円にそれぞれ引き上げるものであります。

なお、本改正は令和6年4月1日に遡及適用し、支給済みの手当との差額は追って支給するものであります。

また、特別職の寒冷地手当につきましては、特別職の職員の給与に関する条例におきまして本条例を準用しておりますことから、一般職と同様の引上げとなるものであります。

次に、4の扶養手当支給月額の改正についてであります。

2点の改正となっております。1点目は配偶者に係る扶養手当につきまして、民間の支給状況等を踏まえ、現在6,500円となっている支給を廃止するものであります。

2点目は、子の養育に要する生計費の充実に目的に、子に係る扶養手当の支給月額を1万円から1万3,000円に引き上げるものであります。

なお、本改正は令和7年4月1日より施行するものでありますが、現在、配偶者に係る扶養手当を受給している職員への影響を考慮し、附則におきまして、令和7年度に限り子に係る扶養手当の支給月額を1万1,500円とし、配偶者に係る扶養手当を月額3,000円支給できるよう、条文を読み替える経過措置を設けるものであります。

表は、令和7年度と令和8年度以降の扶養手当支給月額を区分ごとにお示ししております。

最後に、5の管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯の改正についてであります。

管理職員特別勤務手当は、臨時または緊急の必要により管理職員が勤務時間外に勤務した場合に支給するものであります。

勤務時間外の区分中、平日深夜に勤務した場合の手当支給対象となる時間帯は、現在は午前零時から午前5時までであります。勤務実態を踏まえ、これを午後10時から翌日の午前5時までに支給対象となる時間帯を拡大するものであります。

なお、本改正は、令和7年4月1日より施行するものであります。

議案資料8ページ以降に新旧対照表と各給料表の対比表がございますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上で、補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第93号 広尾町職員給与条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩します。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

再開します。

◎日程第14 議案第94号

1、議長（堀田） 日程第14、議案第94号 広尾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第94号 広尾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は、令和6年人事院勧告に基づく職員の給与を引き上げる改正と均衡を図るため、給料表を改正するものであります。

議案資料の21ページをお願いいたします。

改正条例の概要であります。

会計年度任用職員の給料表につきましては、制度導入前に引き続き国家公務員行政職俸給表の2を準用しておりまして、国と同様に給料表を改正し、任用時の基礎号給を1級は2万800円、2級は2万7,100円、3級は1万7,400円引き上げるほか、全ての給料月額を引き上げ、会計年度任用職員

が適用となる給料表の範囲内の平均改正率は7.9%となるものであります。

次のページに給料表対比表がございますので、後ほどご覧いただければと思います。

なお、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当につきましては、本条例におきまして広尾町職員給与条例を準用しており、さきの議案第93号におきまして年間支給率を100分の10引き上げる改正をお認めいただきましたので、資料下段にお示しのとおり職員と同様の引上げとなるものであります。

議案の28ページであります。

附則であります。

第1条において本条例は公布の日から施行したいとするもので、第2項で改正後の給料表につきましては職員と同様に令和6年4月1日から適用し、第2条で改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすとするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第94号 広尾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第95号～日程第21 議案第101号

1、議長（堀田） 日程第15、議案第95号 令和6年度広尾町一般会計補正予算（第7号）についてから日程第21、議案第101号 令和6年度広尾町下水道事業会計補正予算（第4号）についてまでの7件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第95号 令和6年度広尾町一般会計補正予算（第7号）から議案第101号 令

和6年度広尾町下水道事業会計補正予算（第4号）まで、一括して提案説明を申し上げます。

主な補正内容は、全会計にわたって給与条例等の改正による人件費の整理を行っております。

29ページをお願いします。

初めに、議案第95号についてであります。

本案は、令和6年度広尾町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによるものです。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ36万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ78億7,001万8,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

補正の内容であります。給与条例等の改正及び採用状況による人件費の整理であります。

次に、33ページをお願いいたします。

議案第96号についてであります。

本案は、令和6年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものです。

第1条は、補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」によるものです。

次のページをお願いいたします。

補正の歳出であります。

1款1項港湾管理費は、人件費の追加及び繰出金の整理、2款1項上屋管理費は、見込みによる光熱水費の追加であります。

次に、35ページをお願いいたします。

議案第97号についてであります。

本案は、令和6年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものです。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ149万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億9,133万8,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

補正の内容につきましては、給与条例等の改正に伴う人件費の整理及び新規採用による会計年度任用職員人件費の追加を一般会計繰入金で調整するものです。

次に、38ページをお願いいたします。

議案第98号についてであります。

本案は、令和6年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものです。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ297万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億2,915万1,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。

次のページをお願いいたします。

補正の歳入であります。

人件費の追加に伴う南十勝介護認定審査会共同設置費負担金の追加及び一般会計繰入金を整理したものであります。

次に、歳出であります。

給与条例等の改正に伴う人件費の整理及び過年度分で未請求となっていた介護予防ケアマネジメント業務委託料の追加であります。

次に、41ページ、議案第99号についてであります。

本案は、令和6年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものとなります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ67万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億3,792万8,000円とするものとなります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。

補正の内容であります。給与条例等の改正による人件費の整理であります。

次に、44ページ、議案第100号についてであります。

第1条は、令和6年度広尾町水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものとなります。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでありまして、収入で第1款第2項営業外収益に20万6,000円を追加し、第2款第2項営業外収益に38万5,000円を追加するものであります。

次に、支出であります。

第1款第1項営業費用に64万円を追加し、第2款第1項営業費用に38万5,000円を追加するものであります。

補正の内訳であります。

給与条例の改正に伴う人件費の追加及び他会計負担金の追加であります。

第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与費でありまして、102万5,000円を追加するものであります。

第4条は、他会計からの補助金でありまして、「44,412千円」に改めるものであります。

次に、46ページ、議案第101号についてであります。

第1条は、令和6年度広尾町下水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものとなります。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでありまして、収入で第1款第2項営業外収益に27万5,000円を追加するものであります。

次に、支出であります。

第1款第1項営業費用に27万5,000円を追加するものであります。

補正の内容であります。

人件費の追加及び他会計負担金の追加であります。

第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与費でありまして、14万9,000円を追加するものであります。

第4条は、他会計からの補助金でありまして、「201,593千円」に改めるものであります。

以上、議案第95号から議案第101号までの補正予算についての提案理由といたします。議決方よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。審議の方法は、一般会計から下水道事業会計までの7件を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、一般会計から下水道会計事業会計までの7件を一括して審議を行います。

申し上げます。本案7件については、会議規則第55条の質疑回数の規定を適用せず審議することといたします。

これより審議に入ります。

議案第95号から議案第101号までの7件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第95号 令和6年度広尾町一般会計補正予算（第7号）についてから議案第101号 令和6年度広尾町下水道事業会計補正予算（第4号）についてまでの7件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第95号から議案第101号までの7件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案7件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案7件は討論を省略します。

これより議案第95号 令和6年度広尾町一般会計補正予算（第7号）についてから議案第101号 令和6年度広尾町下水道事業会計補正予算（第4号）についてまでの7件を一括採決します。

お諮りします。本案7件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案7件は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 発議第11号

1、議長（堀田） 日程第22、発議第11号 地域交通・生活交通の維持・確保に係る支援に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

10番、前崎茂議員、登壇の上、説明願います。

1、10番（前崎） 発議第11号 地域交通・生活交通の維持・確保に係る支援に関する意見書の提出について。

上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出をいたします。

我が国は、2010年から人口減少が進み、北海道でも1998年の569万3,495人をピークに人口減少が続いている。

十勝管内においても、広尾町を含む多くの自治体が人口減少と少子高齢化が進んでいる。

このような状況の下で地域住民の足となる地域交通・生活路線バスの役割は非常に大きくなっている。しかし、地域路線バスを維持するための「地域間幹線系統確保維持費補助金」は、平均乗車密度が低くなればなるほど補助金が削減されるなど、地域住民の足を守る趣旨にも逆行している制度となっている。

広尾町と帯広市を結ぶ「広尾線」は、平均乗車密度が近年4人前後で推移しており、国の基準値の5人を下回っているため、補助金が上限額より1割以上減額されている。今後さらに平均乗車密度が低くなると、補助金の減額幅が増加することになる。

地方の赤字路線バスを維持するための「地域間幹線系統確保維持費補助金」は、路線バスの経常費用から経常収入を引いた赤字分の20分の9を上限として国と道から補助金の交付がされる。

補助金交付以外の赤字分については、沿線自治体の走行距離に応じて負担をしているが、広尾町の負担額は平成22年度の23万4,000円から、令和5年度は3,537万1,000円と大幅に増大している。

今後も負担額が増加すると見込まれるが、これ以上の負担は自治体財政にとって限界であり、次のことを強く要望する。

1、沿線市町村の負担軽減、地域住民の生活に不可欠な地方路線バスを維持・確保するため「地域間幹線系統確保維持費補助金」の現行補助対象経費の上限額を引き上げること。

2、「地域間幹線系統確保維持費補助金」は、平均乗車密度が年間1便当たり5人を下回ると補助金が減額されるが、この減額措置を撤廃すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以下、記載のとおりであります。

議決方よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第23 発委第6号

1、議長（堀田） 日程第23、発委第6号 閉会中の委員会継続調査についてを議題とします。

本件の調査事項は各自お手元に配付しておりますので、委員長の提案説明を省略して事務局長に朗読をさせます。

白石事務局長。

1、議会事務局長（白石） 発委第6号 閉会中の委員会継続調査について。

地方自治法第109条の規定による次の所管事務調査事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出るものであります。

申出者は、総務常任委員会委員長、産業常任委員会委員長、議会運営委員会委員長であります。

記といたしまして、1、調査期間は、令和6年第4回定例会終了後から令和7年第1回定例会まで。

2、調査事件。

総務常任委員会、（1）、本町におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）の取組について。

産業常任委員会、（1）、本町の空き店舗の現状と今後の活用方策について、（2）、起業家等支援の現状と今後の見通しについて。

議会運営委員会、（1）、議会の運営に関する事項について、（2）、議会の基本条例、会議規則等に関する事項について、（3）、議長の諮問に関する事項について。

以上であります。

1、議長（堀田） お諮りします。会議規則第75条の規定により、各常任委員会及び議会運営委員

会の活動として、申出のとおり閉会中も継続して調査できるよう提案がありました。

各委員長の申出どおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は申出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

◎閉会の議決

1、議長（堀田） 以上をもって本定例会に付議された案件は、全て終了しました。

お諮りします。これをもって本定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会の宣告

1、議長（堀田） これにて令和6年第4回広尾町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時29分